

広島市規則第37号

令和8年3月27日

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成12年広島市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第8条第2項第1号りただし書」を「第8条第2項第1号り」に、「第12条第2項第6号ただし書」を「第12条第2項第6号」に改める。

第7条ただし書中「若しくは第63条第1項（液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者に係るものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。